

Alipay connect 決済サービス利用規約 (店舗・施設販売用)

この Alipay connect 決済サービス利用規約（以下、「Alipay connect 決済利用規約」といいます。）は、株式会社グローバルナビゲート（以下、「当社」といいます。）が提供する Alipay Singapore E-Commerce Private Limited（以下、「Alipay Singapore」といいます。）の代金決済サービスである Alipay connect 決済サービス（以下に定義します。）の加盟店（以下に定義します）に対して適用される規約です。

Alipay connect 決済利用規約（グローバルナビゲート決済サービス加盟店規約（以下、「本加盟店規約」といいます。）第1条参照）は、加盟店が対象店舗において行う Alipay connect 決済取引（以下に定義します）に対してのみ適用されます。加盟店が通信販売（電話およびインターネットによる販売を含みますが、これらに限りません。）およびカタログ販売等、特定商取引に関する法律で規定される販売類型によって Alipay connect 決済取引を行う場合には、当該販売類型を対象とする所定の加盟店規約に基づく加盟店契約を別途取り交わさなければならぬものとします。

加盟店は、Alipay connect 決済利用規約が、当社によって更新され、修正または補足される場合があることを了承するものとします。加盟店が Alipay connect 決済利用規約の変更後に、利用者（以下に定義します）との間で Alipay connect 決済取引を行った場合には、当該変更内容を承諾したものとみなされます。

第1条 (Alipay connect 決済サービス)

当社は、本加盟店契約、本加盟店規約、及び、Alipay connect 決済利用規約に定める条件に従って、加盟店に対して Alipay connect 決済サービスを提供し、加盟店は、当社から Alipay connect 決済サービスの提供を受けるものとします。

第2条 (定義)

Alipay connect 決済利用規約において、別紙1に掲げる用語は、当該別紙1に掲げる意味を有するものとします。

第3条 (Alipay connect 決済取引の対象となる商品等)

1. 加盟店は、Alipay connect 決済取引において取扱う商品等について、事前に当社に届け出た上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。但し、加盟店は、当社による承認の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当するか、または該当するおそれがある商品等を Alipay connect 決済取引において取り扱ってはならないものとします。
 - (1) 発火、爆発等のおそれのある危険物、薬物、銃器刀剣類等生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの
 - (2) 伝染病または危険な病気にかかった生き物
 - (3) 第三者の著作権、肖像権、商標権、意匠権、特許権、実用新案権等の知的財産権、その他の権利を害するおそれのあるもの

- (4) 商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品および当社が別途指定した商品
 - (5) 猥褻、売春、暴力、残虐等公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (6) 有害プログラムを含んだもの
 - (7) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
 - (8) 著しく品位を損なうもの
 - (9) マネーロンダリング等犯罪の取引に関わるおそれがあるもの
 - (10) 公職選挙法、銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令および行政官庁の命令に違反するおそれのあるもの
 - (11) 当社若しくは Alipay Singapore が本規約に違反すると合理的に不相当と判断したもの
 - (12) その他当社が細則として定めて加盟店に通知したもの
2. 前項による当社の承認は、当該商品等が前項のいずれにも該当しないことを保証するものではなく、当社による承認後に、当社が承認した商品等が、前項のいずれかに該当すること、もしくはそのおそれがあることが判明した場合、または法令の変更等により前項のいずれかに該当すること（そのおそれがある場合を含みます）となった場合、当社は、加盟店に対し、何らの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとします。その場合、加盟店は、直ちに当該商品等の Alipay connect 決済取引を中止するものとします。
 3. 加盟店は、当社が加盟店に対して取扱う商品等について報告を求めた場合、速やかにこれに応じるものとします。
 4. 加盟店は、利用者を引き渡した商品等について、隠れた瑕疵や引渡しの遅延等の加盟店の責めに帰する事由により生じた利用者の損害について、一切の責任を負うものとし、当社および Alipay Singapore を無害に保つものとします。
 5. 加盟店は、利用者から Alipay connect 決済取引および商品等に関し、苦情、相談、請求等を受けた場合等、加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合には、当社または Alipay Singapore の責めに帰すべき場合を除き、第 13 条の規定に従って、加盟店の費用と責任をもってこれに対処し、解決することとし、当社または Alipay Singapore に何らの請求もしないものとします。また、加盟店は、当社および Alipay Singapore を無害に保つものとします。
 6. 加盟店は、前項の紛議の解決にあたっては、Alipay connect 決済取引の取消処理を行うものとし、本加盟店契約に別途の定めがある場合を除き、当該処理を行わずに利用者に対して当該 Alipay connect 決済取引に係る代金を直接返還しないものとします。
 7. 加盟店は、利用者が Alipay Singapore に対して苦情または紛争を申し立てたときは、Alipay Singapore および当社が第 14 条記載のとおりこれを処理することを確認し、当該処理に誠実に協力するものとします。

第 4 条（端末機の調達）

1. 加盟店は、本個別契約で定める Alipay connect 決済サービスの利用開始日までに、当社が指定する端末機を、当社からの買い取りにより、または、自己の責任にて調達し、良好な状態に維持するものとします。
2. 当社は、加盟店に対し、当該加盟店が端末機を用意した後、Alipay connect 決済サービスを利用するために必要となるアプリケーションを提供します。

3. 加盟店は、端末機について、紛失・盗難等の事実が判明した場合には、速やかに当社または当社の指定する者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとし、これに基づき当社または Alipay Singapore に生じた一切の損害および損失を賠償および補償するものとし、ます。
4. 端末機を通じた通信に係る通信料は、加盟店の負担とします。

第5条（Alipay connect 決済取引の実施）

1. 加盟店は、対象店舗における商品等の販売に限定して Alipay connect 決済取引を行うことができるものとし、ます。
2. 加盟店は、利用者が商品等の購入に際し Alipay コードを提示して、Alipay connect 決済を求めた場合、端末機を利用して Alipay connect 決済サービス、Alipay コードの有効性を確認し、Alipay Singapore による Alipay connect 決済の承認を得るものとし、ます。
3. Alipay connect 決済取引は、前項に規定する Alipay Singapore による Alipay connect 決済の承認がなされた時点で成立するものとし、加盟店は、当社に対して、商品等の代金に相当する売上債権を取得し、同時に、商品等を引き渡し、または提供するものとし、ます。但し、Alipay connect 決済取引が成立した当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合は、加盟店は、利用者に書面をもって引き渡し時期などを通知するものとし、ます。
4. Alipay connect 決済は、商品等の代金（いずれも税金、送料等を含みます。）に対してのみ行えるものとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等に対しては利用できません。
5. 加盟店は、Alipay connect 決済により支払いがなされる金額を不正に増減しないものとし、ます。Alipay connect 決済により支払われた金額に誤りがある場合には、第7条に基づき Alipay connect 決済取引の取消処理を行ったうえで、本条の手続により、新たに Alipay connect 決済取引を行うものとし、ます。
6. 加盟店は、Alipay connect 決済取引を行った場合、当社所定の売上票または当社が事前に承認した書式による売上票を作成するものとし、ます。

第6条（清算金の支払）

1. 加盟店は、当社に対する売上債権を第三者に譲渡できないものとし、ます。
2. 当社は、本加盟店契約の定めに従い、加盟店に対し、売上債権から当該売上債権に関して生じる加盟店手数料を控除した金額の清算金を、加盟店が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払います。なお、振込手数料は、加盟店が負担するものとし、ます。
3. 加盟店は、本加盟店契約の定めに従い、当社に対し、前項に基づく清算金の支払い時において、売上債権から当該売上債権に係る加盟店手数料を控除する方法で、加盟店手数料を支払うものとし、ます。なお、Alipay 手数料は、Alipay Singapore の裁量により随時変更される場合があります。Alipay 手数料が変更される場合、当社は、当該 Alipay 手数料の変更に応じて、加盟店に通知した上で加盟店手数料を変更することができるものとし、加盟店は、当該加盟店手数料の変更を承諾するものとし、ます。
4. 第3項の規定にかかわらず、当社による加盟店に対する清算金の支払に係る義務は、当社が Alipay Singapore から受領した Alipay connect 決済取引に係る支払金額から加盟店手数料と Alipay 手数料の差額を控除した金額を上限とし、当社は、かかる金額を超えて支払義務を負わないものとし、ます。
5. 前項に加え、当社は、Alipay Singapore の承認が得られた Alipay connect 決済が以下のいずれかの事由に該当する場合、加盟店に対し、当該 Alipay connect 決済に関する清算金

の支払義務を負わないものとし、当社から当該 Alipay connect 決済取引に関して加盟店に対して清算金が既に支払われている場合には、加盟店は、当該受領済みの清算金を、直ちに当社に返金するものとし、但し、本項第 1 号または第 2 号に該当する場合で、当社が当該 Alipay connect 決済に関する清算金の支払いを承認した場合はこの限りではないものとし、

- (1) 本加盟店契約に違反して Alipay connect 決済取引が行われた場合
 - (2) 明らかな不正使用に対して Alipay connect 決済が行われた場合
 - (3) その他加盟店に本加盟店契約に対する重大な違反があった場合
 - (4) 事由の如何を問わず、Alipay Singapore から当該 Alipay connect 決済に係る支払金額が当社に支払われない場合
 - (5) 加盟店が売上債権を第三者に譲渡した場合
6. 加盟店から端末機を利用して提出された売上債権の正当性に疑義があると当社が認めた場合、または第 13 条第 5 項に規定する何れかの事由が生じた場合、加盟店は、売上債権の正当性を証明できる資料の提出等、当社の調査に協力し、当社は、調査が完了したと判断するまで、加盟店に対する当該売上債権に係る清算金の支払を保留できるものとし、この場合、保留した清算金に対する法定利息その他遅延損害金は、発生しないものとし、
 7. 紛議を理由に利用者が当該 Alipay connect 決済取引に係る代金の支払いを拒否した場合、紛議が発生する可能性がある当社が認めた場合、または利用者の Alipay Singapore に対する支払いが滞った場合、当社は、これらの事態が解決に至るまで、加盟店に対する当該 Alipay connect 決済取引に係る清算金の支払いを保留できるものとし、この場合、保留した清算金に対する法定利息その他遅延損害金は、発生しないものとし、
 8. 本条に基づく清算金の支払いは、Alipay Singapore が指定する為替レートを適用して、人民元から日本円に換算したうえで行うものとし、
 9. 加盟店は、当社が提供する管理システムで入金情報を確認することができます。但し、当社が Alipay Singapore から取得する入金明細データと表示情報との間に、情報を反映させるタイムラグ、その他の事情により齟齬が生じた場合、加盟店は、当該入金明細データが優先して適用されることを承諾するものとし、

第 7 条 (Alipay connect 決済取引の取消・返金)

1. 加盟店は、返品その他により利用者との Alipay connect 決済取引の全部または一部を取り消す必要があると判断した場合、当該取消しが、Alipay connect 決済取引がなされた日から 90 日（なお、Alipay Singapore により当該日数が変更された場合には変更後の日数とし、以下同じ。）以内である場合には、端末機を通じて Alipay connect 決済の取消手続きを行うものとし、Alipay connect 決済取引がなされた日から 90 日経過後に利用者との取引を取り消す場合には、利用者に対して当該 Alipay connect 決済取引に係る代金を現金で払い戻すものとし、必要に応じて返品手続きを行うものとし、なお、加盟店は、Alipay connect 決済取引が取り消された場合であっても、Alipay Singapore の承認を得た Alipay connect 決済に係る加盟店手数料を負担するものとし、但し、当該取り消された Alipay connect 決済取引に係る Alipay 手数料が Alipay Singapore から当社に返金された場合には、当社は、当社の任意の裁量に基づき当該取り消された Alipay connect 決済取引に係る加盟店手数料の全部または一部を、加盟店に返金することがあります。
2. 加盟店は、利用者が消費者契約法に基づく Alipay connect 決済取引の取消しの申出を行った場合であって当該申出が相当な場合もしくは申出を受けた日から 60 日以内に事実関係を

確定できない場合、前項に基づき直ちに当該 Alipay connect 決済取引の全部の取消しを行うものとします。

3. 加盟店は、商品等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、利用者が当該 Alipay connect 決済取引を解除したときは、直ちにその旨を当社に届出るとともに、当社所定の方法により当該利用者と当該 Alipay connect 決済取引の精算を行うものとします。
4. 加盟店は、商品等を複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、加盟店の事由により引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を利用者および当社へ連絡するものとします。
5. 本条に基づき Alipay connect 決済取引の全部または一部が Alipay connect 決済取引のなされた日から 90 日以内に取り消された場合、当社は、その直後に加盟店に対して支払う清算金（但し、当該清算金が当該取り消された Alipay connect 決済取引に係る売上債権に相当する額に足りない場合は、次回以降の清算金を含むものとします。）から、当該取り消された Alipay connect 決済取引に係る売上債権に相当する額を控除することができるものとし、加盟店は、これを承諾するものとします。
6. 加盟店は、そのアフターサービスポリシーを、Alipay connect 決済取引の前に、利用者に対して適切に通知しなければならない、当該サービスポリシーは、本条の規定に矛盾するものであってはなりません。

第 8 条（売上債権の消滅）

1. 次の何れかの事由が生じた場合、当該事由の対象となる売上債権は消滅するものとします。また、当社は、次の何れかの事由が存在すると合理的に判断できる場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店が速やかに当該事由の不存在を証明しない場合には、当該事由が存在するものとみなすことができるものとします。
 - (1) 第 7 条に基づき Alipay connect 決済取引が取り消された場合
 - (2) 第 6 条第 5 項各号の事由に該当することが判明した場合（同項但書が適用される場合を除きます。）
 - (3) 第 6 条第 6 項または第 7 項の事由が生じた場合
 - (4) Alipay connect 決済利用規約に基づく当社の調査に対して当社が合理的と認める協力を加盟店がしない場合
 - (5) Alipay connect 決済取引について、加盟店と利用者間で生じた事由をもって、利用者が加盟店に代金の払い戻しを要請し、その事由が正当であると当社が判断した場合
 - (6) 加盟店が利用者に対して商品等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に利用者が未提供の商品等に相当する代金の支払いを拒否したとき、利用者の支払いが滞ったとき、または利用者が Alipay Singapore または当社に対して当該代金の返還を求めた場合
2. 前項に定める売上債権の消滅の時点において当社が加盟店に対して当該売上債権に係る清算金を支払済みである場合、加盟店は、当社の指定する方法により当社の指定する期日までに、当該売上債権に相当する額を当社に返金するものとします（但し、前項(1)号の事由に基づき消滅する場合には、第 7 条の定めによるものとします。）。なお、加盟店が当該売上債権に相当する額を支払わない場合には、当社は、その直後に加盟店に対して支払う清算金（但し、当該清算金が当該売上債権に相当する額に足りない場合は、次回以降の清算金を含むものとします。）から、当該売上債権に相当する額を控除することができるものとします。
3. 前項の手続を行ったにもかかわらず、売上債権が消滅した日から 2 か月以上を経過した後に、当社への支払いがなされていない消滅に係る売上債権の残金がある場合、加盟店は、

当社に対し、当社の請求により遅滞なくその残金を一括して支払うものとします。なお、消滅した日とは当社が口頭または文書により加盟店に対して、売上債権の消滅を通知した日とします。

第9条（情報提供および調査協力）

1. 加盟店は、提示された Alipay コードについて不審があると判断する場合、同一の利用者が異なる Alipay コードを提示した場合、当社が予め通知した偽造・変造の事案に該当すると思われる場合、マネーロンダリングの疑いがある場合、または当該取引の日常の取引から判断して異常に大量もしくは高価な購入の申込である場合には、Alipay connect 決済取引を行うに先立ち、当社と協議し、当社の指示に従うものとします。
2. 加盟店は、明らかに偽造・変造と認められる Alipay コード提示を受けた場合、その他の偽造・変造が認められた場合、直ちに当社に連絡するものとします。
3. 加盟店は、利用者から加盟店、当社または Alipay Singapore に対して、Alipay connect 決済サービスを通じて不正取引がなされたとの主張がなされた場合、または、当社もしくは Alipay Singapore において不正取引がなされた疑いがあると合理的に判断した場合、当社の求めに応じて、当該取引に関する資料を当社に提出すること、当社もしくは Alipay Singapore から合理的に要求された予防措置を当社もしくは Alipay Singapore の通知から3営業日以内に実施することの他、不正取引のリスクを軽減するための合理的な協力を行うものとします。当該取引に関する資料には、売上票（当該取引の商品等の名称、代金に関する情報を含む）、および防犯カメラの映像を含みますが、これらに限られないものとします。加盟店がかかる資料の提出を怠った場合、または不正取引が加盟店の故意もしくは重過失に基づくものである場合、加盟店は、当該不正取引に係る代金全額を当社または Alipay Singapore に支払うものとします。
4. 加盟店は、第1項ないし第3項に規定する事態の発生の有無にかかわらず、Alipay connect 決済サービスの不正利用の防止、およびそのための調査に関して当社が協力を求めた場合、当社に対する利用者の Alipay connect 決済の利用状況の報告の他、資料の提出、情報の提供の他、速やかに必要な協力をするものとします。当該資料には、Alipay connect 決済取引に関する資料（売上票、並びに、利用者および対象店舗に関する情報を含み、これらに限られません。）、最新の決算状況および特定時期の財務状況に関する資料、履歴事項証明書、加盟店の概要を説明する資料を含みます。加盟店は、Alipay connect 決済取引に関する資料を、当該取引の日から6年間保管するものとします。
5. 加盟店は、当社と Alipay Singapore との間の契約に基づき、本条に定める資料および調査の結果得た情報、その他加盟店に関するすべての情報を Alipay Singapore に対して提供することを予め異議を述べることなく承諾するものとします。また、加盟店は、当社または Alipay Singapore が公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けたとき、その他当社または Alipay Singapore が相当と認めたときに、当該資料または情報を開示する場合があることを、承諾するものとします。
6. 当社は、当社または Alipay Singapore の本条に基づく調査の結果に基づき、加盟店の Alipay connect 決済サービスの利用に対して、合理的な制限を課することができるものとします。当該制限には、一定の取引、支払の拒絶、および（または）Alipay connect 決済サービスの停止または制限が含まれますが、これらに限られません。また、当社は、適用法令に基づく一定の取引の報告義務を果たす目的で、加盟店に通知することなく関連当局に一定の取引を報告することができるものとします。

7. 加盟店が当社に提供した加盟店に関する情報に変更があった場合、加盟店は、変更後、合理的に可能な限り速やかに当社に通知するものとします。

第10条（加盟店の責務）

1. 加盟店は、適用法令、本加盟店契約、Alipay connect 決済サービス利用規約、その他当社が別途通知する事項を遵守して、Alipay connect 決済取引を行うものとし、Alipay connect 決済取引に関与する担当者に対して、必要な教育および訓練を施すものとします。
2. 加盟店は、利用者が商品等の購入に際し Alipay コードを提示して、Alipay connect 決済を求めた場合には、本加盟店契約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、正当かつ適法に対象店舗において、Alipay connect 決済取引を行うものとします。なお、加盟店は利用者に対し、正当な理由なく利用者との Alipay connect 決済取引を拒否する（「Alipay ウォレット」を利用することを何らかの方法で制限することを含みます。）、代金の全額または一部（税金、送料等を含みます。）について直接現金払いやクレジットカード、その他現金に代って支払いが可能な金券、他の電子的情報による支払い手段等の利用を要求する、商品等の代金について手数料等を上乘せする等の Alipay connect 決済以外の決済を利用する場合と異なる代金を請求する等、Alipay connect 決済によらない一般の顧客より不利な取扱いを行ってはならず、また、Alipay connect 決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限を加えないものとします。
3. 加盟店は、明らかに模造と判断できる Alipay コードを提示された場合、または明らかに不正使用と判断できる場合、利用者との間に Alipay connect 決済取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
4. 加盟店は、Alipay Singapore が利用者向けに定める「Alipay 取扱規則」の記載内容を承認し、これに従い、利用者との間に Alipay connect 決済取引を行うものとします。
5. 加盟店は、Alipay connect 決済取引を行うに際して、利用者に対し、当該取引の代金の確認を求め、その承認を得るものとします。
6. 加盟店は、Alipay connect 決済利用規約に従い、対象店舗の内外の見易いところに、当社の指定する加盟店標識（以下「加盟店標識」といいます）を当社の指定する方法により掲示するものとします。
7. 加盟店は、Alipay connect 決済サービスに関するシステムの円滑な運営および Alipay connect 決済取引の普及向上に協力するものとし、当社より Alipay connect 決済サービスの利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。また、加盟店は、対象店舗に関する情報を当社および Alipay Singapore が Alipay connect 決済サービスの普及促進活動に利用することに予め異議を述べることなく同意するものとします。
8. 加盟店は、Alipay connect 決済に関する情報、端末機、加盟店標識などを Alipay connect 決済利用規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、また、これらを加盟店以外の第三者に使用させてはならないものとします。
9. 加盟店は、当社が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本加盟店契約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。
10. 加盟店は、本加盟店契約に定める義務等を加盟店の役職員または加盟店の業務を行う者に遵守させるものとします。加盟店の役職員または加盟店の業務を行う者による Alipay connect 決済取引に関連する行為および加盟店の役職員または加盟店の業務を行う者が果たすべき義務は、すべて加盟店の行為および義務とみなされるものとします。

- 1 1. 加盟店は、Alipay connect 決済サービス利用規約に合致した、Alipay connect 決済取引に関する交換、返金、返品またはキャンセルに関する方針を対象店舗に明確に掲示するものとします。
- 1 2. 加盟店は、本 Alipay connect 決済利用規約、その他当社が別途指定する情報を、本加盟店契約に定める秘密保持義務の対象となる秘密情報として管理するものとします。
- 1 3. 加盟店が当社のマーケティング関連サービスを利用することを希望する場合、加盟店は、加盟店に関するマーケティング情報（以下「加盟店マーケティング情報」）を当社に提供するものとし、当社が加盟店マーケティング情報を利用、アクセス、保存、複製、公開、配布、変更、他の情報と統合、分析、送信、その他の方法で処理するための非独占的、全世界的、永続的、取消不能、解約不能、サブライセンス付与可能、ロイヤリティ無償の権利およびライセンス（知的財産権に関するものを含む）を当社に付与するものとします。

第 11 条（補償）

1. 加盟店は、当社に対し、当社が被った、または当社に生じたもしくは当社が受けた、またはそれらのおそれがある、加盟店による本加盟店契約の不履行または違反、重過失、悪意、詐欺行為、不正に起因または関連する、あらゆる法手続き、請求、要求、責任、債務、損失、費用および利息について、当社に補償し、当社を無害に保つものとします。
2. また、加盟店は、当社が被った、または当社に生じたもしくは当社が受けた、またはそれらのおそれがある、加盟店による本加盟店契約にて認められた範囲または方法以外の範囲または方法による Alipay connect 決済サービス利用に起因または関連する、第三者の知的財産権その他の財産権の侵害を理由とするあらゆる法手続き、請求、要求、責任、債務、損失、費用および利息について、当社に補償し、当社を無害に保つものとします。

第 12 条（知的財産権）

1. 加盟店は、Alipay connect 決済サービス、Alipay プラットフォームおよび Alipay Singapore の加盟店標識に関する Alipay Singapore の知的財産権（「Alipay connect」の商標権を含みます。）を Alipay Singapore が所有しているか、または、これを利用するライセンスを保有していることを確認します。
2. 加盟店は、その広告物、印刷物その他の加盟店による何らかの表示に「Alipay connect」、又はそれに付随する「決済サービスブランド」の名称、及びこれらを含む標章、その他 Alipay Singapore が知的財産権を有する標章と類似する標章を使用することができません。
3. 加盟店は、Alipay connect 決済利用規約に基づいて対外的に使用する広告物、印刷物その他の加盟店による何らかの表示に「Alipay connect」、またはそれに付随する「決済サービスブランド」の名称、およびこれらを含む標章、その他 Alipay Singapore が知的財産権を有する標章を使用する場合、すべて事前に当社の承認を得るものとし（Alipay connect 決済利用規約に基づいて加盟店標識を掲示する場合を含みます。）、かつ、Alipay Singapore の定めるブランドガイドラインを遵守するものとします。
4. 加盟店は、Alipay Singapore の知的財産権を侵害または損害より保護するために合理的な注意を払うものとします。

第 13 条（利用者との紛議に対する措置等）

1. 加盟店は、利用者との間で紛議が生じた場合、当社に対して、紛議の内容、利用者との取引の態様（商品等の内容、勧誘行為がある場合にはその内容）、発生要因、交渉経過および処理内容等を直ちに報告するものとします。
2. 加盟店は、前項の報告その他当社の調査の結果、当社が利用者との間の紛議が加盟店の責めに帰する事情に起因するものと認めた場合、または当該紛議に関して利用者の利益の保護に欠ける状況が生じていると認めた場合、紛議の発生要因の防止体制、紛議の処理体制に関する事項、その他当該紛議の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて遂行し、かつ報告しなければならないものとします。
3. 加盟店は、利用者との紛議を原因として、監督官庁より改善・是正等の指導もしくは勧告または業務停止等の処分を受けた場合、直ちに当社へ書面で報告するものとします。
4. 当社は、前 3 項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置または指導（以下を含みますが、これに限られません。）を行うことができ、加盟店は、これに従うものとします。但し、当社による措置または指導は、加盟店を免責するものではありません。
 - (1) 文書または口頭による改善要請
 - (2) Alipay connect 決済取引の停止
 - (3) 本加盟店契約および本個別契約に基づく当社と加盟店との間の Alipay connect 決済サービスの利用に関する契約の解除
5. 加盟店は、次のいずれかの事由が生じた場合、当社所定の調査が終了するまで、Alipay connect 決済取引の取り扱いを中止するものとします。
 - (4) 第 2 項または第 3 項に規定する事態が発生した場合
 - (5) 加盟店が本加盟店規約に定める禁止行為を行った場合、またはその疑いのある場合
 - (6) 加盟店が本加盟店規約に定める届出義務に違反した場合、または事実と異なる事項を届出等したと認められる場合。
 - (7) 加盟店が本条に定める報告等を正当な理由なく怠った場合。

第 14 条（顧客対応）

1. 加盟店は、顧客または第三者との間で商品等のキャンセル、これに伴うクレーム、決済に関するクレーム、その他の紛争が生じた場合には、すべて加盟店のその責任と負担において解決するものとし、当社及び Alipay Singapore に対し何らの迷惑又は損害を及ぼさないものとします。
2. 加盟店は、前項のクレーム又は紛争を解決するにあたって、利用者または第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するとともに、その経過を当社に対して報告するものとします。また、加盟店が前項のクレーム又は紛争対応上、利用者へ通知または情報公開・報道発表などを行う場合には、事前に当社にその内容を通知するものとします。
3. 当社が Alipay Singapore から加盟店、対象店舗または商品等に関する利用者または第三者からのクレームに関する対応依頼を受けた場合において、加盟店は、当社を通じて Alipay Singapore から依頼があった対応（利用者への返金及び/又は、その他 Alipay Singapore が求める措置を含みますが、これに限りません）を速やかに行うものとします。なお、Alipay Singapore からの対応依頼を受けた当社は、加盟店に対し、対応依頼に係る通知を行うことがあり、その場合、加盟店は、通知を受領した日から 3 暦日以内に、通知に対する回答を当社に送付しなければなりません。
4. 当社又は Alipay Singapore が、加盟店と利用者との間での Alipay Connect 決済を用いて取引された対象商品に関して、商品の相違、不具合、数量相違、引渡遅延、交換これら

に起因する代金減額、代金返還又は損害賠償等の対応を行った場合、加盟店は、直ちに、当該対応をした当社又は Alipay Singapore に対し、その対応をするために直接又は間接に要した費用の全て（合理的な弁護士費用を含みますが、これに限りません）を補償するものとします。

第 15 条（契約終了後の処理）

1. 本加盟店契約の期間の満了、解約、解除または失効により本加盟店契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた Alipay connect 決済取引は有効に存続するものとし、加盟店および当社は、当該 Alipay connect 決済取引については本加盟店契約に従い取り扱うものとします。但し、加盟店と当社が別途合意をした場合はこの限りではないものとします。
2. 加盟店は、本加盟店契約および本個別契約に基づく当社と加盟店との間の Alipay connect 決済サービスの利用に関する契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずし、Alipay connect 決済サービスに関する Alipay Singapore が知的財産権を有する標章を付したすべての文書・印刷物等を破棄し、当社が貸与した端末機を返還するものとします。
3. 第 11 条、第 13 条、本条、および、解除後もその定めにより存続することが意図されている規定（既に発生している支払義務を含む）は、本加盟店契約の解除後も存続するものとします。

以上

(2020 年 2 月 25 日 制定)

用語	意味
Alipay connect 決済サービス	当社が Alipay Singapore から提供を受けて加盟店（以下に定義します）に提供する Alipay connect 決済（以下に定義します。）に関するサービス
加盟店	Alipay connect 決済利用規約を十分に理解して、全て同意した上、当社に対して、当社が提供する Alipay connect 決済サービスの加盟店となることを申し込み、当社が当該申し込みを承諾した、当社の Alipay connect 決済サービスを利用し、利用者（以下に定義します）との間で商品等（以下に定義します。）の決済を行う法人、個人または団体
Alipay connect 決済	利用者が加盟店から商品等（以下に定義します）を購入し、または商品等の提供を受ける際に、金銭等に換えて、Alipay コード（以下に定義します）を通じて、Alipay connect 決済取引（以下に定義します）に関する情報を Alipay Singapore に通知し、Alipay Singapore が当該取引について利用者に代わって当該商品等の対価を当社に支払うことを確認することにより、中国の法定通貨である人民元での一括払いで行われる、利用者と加盟店等の間で商品等の決済
利用者	Alipay Singapore の会員登録手続きを完了し、Alipay アカウント（以下に定義します）を開設した個人で、Alipay connect 決済サービスを利用して、加盟店との間で商品等の決済を行う者
商品等	加盟店が利用者への販売に供する物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務
Alipay コード	利用者が Alipay connect 決済サービスを利用するために、Alipay Singapore から付与される QR コードまたは 1 次元バーコード（QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。）
Alipay connect 決済取引	利用者が Alipay アカウントを使って加盟店への支払いをキャッシュレスで行うことができるようにするために (i) 機械可読媒体にアクセスすることが出来る機器により、利用者の携帯機器上にインストールされた Alipay アプリにより生成されるバーコード（またはその他の機械可読のフォーマット）をスキャンすることにより加盟店により開始される取引、または、 (ii) 機械可読媒体にアクセスすることが出来る利用者の携帯機器上にインストールされた Alipay アプリの関連スキャン機能を利用して加盟店のバーコード（またはその他の機械可読のフォーマット）をスキャンすることにより利用者により開始される取引
Alipay アカウント	Alipay Singapore と利用者の間での支払いと集金のため、利用者による Alipay Singapore の指定ウェブサイト www.Alipay.com における登録完了後に、Alipay Singapore から利用者に対して割り当てられるアカウント
対象店舗	当社と加盟店との間で本個別契約にて合意した、加盟店が Alipay

	connect 決済サービスを利用する店舗および施設
本個別契約	本加盟店契約に基づいて、当社と加盟店が別途締結する個別の契約であり、締結された場合、本加盟店契約の一部を構成する契約
清算金	加盟店の当社に対する売上債権（以下に定義します）に相当する額から、加盟店手数料（以下に定義します）を控除した金額
売上債権	Alipay connect 決済取引に基づいて加盟店が当社に対して取得する金銭債権で、商品等の対価と、これに係る消費税等を加えた額
加盟店手数料	本加盟店契約および本個別契約に基づき、Alipay connect 決済サービスの取り扱いの対価として、加盟店が当社に対して支払う手数料（Alipay 手数料（以下に定義する）を含む。）
Alipay 手数料	当社が Alipay Singapore との間の契約に基づき、Alipay Singapore に対して支払う手数料
端末機	加盟店が Alipay connect 決済サービスを利用するために対象店舗に設置・管理する、Alipay Singapore の定める仕様に合致し、Alipay コードを読み取ることができる機器
知的財産権	(i) 著作権、特許、実用新案、意匠、ノウハウ、ドメインネーム、商標、商号、営業秘密、サービスマーク、ブランド名、会社名、ロゴおよびデザイン（登録されているか否かを問わない）および全ての関連営業権、(ii) これらの登録申請および登録のために申請する権利、および、(iii) その他あらゆる知的財産権および同等または類似の形態の保護で世界のあらゆる場所で存在するもの（そのアプリケーション・プログラミング・インターフェースを含む）
適用法令	当社または加盟店に適用される、または当社または加盟店が対象となる国家または地方公共団体レベルの、該当時点で有効な法律、規程、規則、ポリシー、判決、布告、命令または指令、ガイドライン、政府当局または規制当局より発行された規制上の許可、ライセンス（特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令、並びに、マネーロンダリング、テロ融資対策および制裁に関する関連法令を含みますが、これらに限られません）
Alipay プラットフォーム	Alipay Singapore が開発した支払処理システム
個人情報	利用者の氏名・住所・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報（電話番号、契約番号、Alipay connect 決済サービスの番号、記号その他の符号、預貯金口座、売上票や端末機等に記録されている請求額等の売上情報を含む）